

※これは雛形であり、関係者の協議によって決定するものです。

※「乙」は株式会社三菱総合研究所、「丙」は技術実証採択者となります。

テクノロジーマップの整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）における「・・・・・・・・・・・・・・・・・・の実証」に関する協定書（案）

デジタル庁又はデジタル庁が指定する所管府省庁等（以下「甲」という。）、株式会社三菱総合研究所（以下「乙」という。）及び□□株式会社（以下「丙」という。）は、デジタル庁が公募をおこなったテクノロジーマップ整備に向けた調査研究（アナログ規制の見直しに向けた技術実証等）において実施する実証事業（以下「本事業」という）を推進するために必要な事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的及び適用関係）

第1条 本協定書は、本事業を遂行するために、甲、乙及び丙が連携すべき事項を定めることを目的とする。

（適用期間）

第2条 本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、乙及び丙が別に交わした請負契約の契約期間終了までその効力は持続するものとする。

2 本協定終了後も、第6条（秘密保持）及び第7条（損害賠償）はなお効力を有する。

（役割分担）

第3条 甲、乙及び丙は、実施計画書（丙が本事業について乙と締結した請負契約により、丙が策定した計画をいう。以下同じ。）に基づき本事業を遂行する。

- 2 甲、乙及び丙は、実施計画書に基づいて本事業を遂行するに当たっては、別表「本事業における役割分担表」に規定する業務を分担するものとし、本事業全体の完遂のために互いに協力するものとする。

(乙と丙の請負契約)

第4条 乙及び丙は、本事業の業務を実施するため、必要な範囲で、別途請負契約を締結するものとする。

- 2 乙及び丙は、前項の請負契約における甲に係る部分については、あらかじめ甲に協議を行い、甲の了承を得なければならない。
- 3 丙は、第1項の請負契約により請け負った業務の一部を第三者に再委託する場合、当該再委託先の行為について、一切の責任を負うものとする。
- 4 乙は、採択決定後、速やかに丙が作成する実施計画書及び支出計画書を取りまとめ、甲に提出し、了承を得るものとする。また、丙は、本事業の履行のために要した経費に関する内訳を示した精算書その他証憑書類を、業務完了後速やかに乙を介して甲に提出するものとする。
- 5 甲は、丙に対して経費の用途についての報告を求め、また実地に調査できるものとし、乙はこれに協力するものとする。
- 6 本事業のために要した経費の確定金額は、公募要領3.(8)に示す実証事業の監督、検査により、甲が本事業の対象と認め、履行完了のために丙の要した金額とする。ただし、当該費用の総額は乙と丙が別途締結する請負契約における契約金額を超えないものとする。
- 7 本事業の履行のために要した経費についての確定額の算定は、第4条第4項に示す精算書その他の証憑書類によるものとする。これにあたり、甲が必要と認めるときは、丙に対して経費内訳を調査することができるものとし、乙はこれに協力するものとする。

(実施計画書の変更)

第5条 本事業を進める中で、実施計画書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

- 2 本事業を進める上で必要がある場合は、甲又は乙は、丙に対して、実施計画書の変更を求めることができる。
- 3 丙は、前項の求めに対し、速やかに甲及び乙と協議を行い、当該求めが合理的であると認めるときは、乙と締結する請負契約及び契約金額の範囲内で、実施計画書を変更できる。変更に当たっては、あらかじめ甲の承認を得なければならない。なお、実施計画書の変更は、甲または乙に重大な過失がある場合を除いて甲および乙はその責任を負わないこととする。

(秘密保持)

第6条 甲、乙、丙及び丙から再委託を受けた者は、本事業の履行上知り得た事項を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、その限りではない。

- (1) 開示者から開示される前に既に受領者が保有していた情報
- (2) 秘密情報によることなく、受領者が独自に開発した情報
- (3) 公知の情報
- (4) 受領者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (5) 書面により事前に開示者の同意を得た情報

(損害賠償)

第7条 丙は、本協定書のいずれかの規定に違反し、又は分担業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により甲又は乙に損害を与えた場合、甲又は乙に対して乙から受領する請負業務の契約金額相当額を限度として当該損害（自己の責めに帰すべき事由に起因して、丙が甲又は乙から請求を受けた遅延損害金、および違約金等の損害並びに甲又は乙が支払った合理的な弁護士費用等を含むが、これらに限られない）を賠償するものとする。

- 2 分担業務において丙が乙に対して納入した成果物又は品質が第4条に規定する内容に不適合である場合において、甲又は乙が当該不適合を知った日から1年以内にその旨を丙に通知しないときは、その不適合を理由として、履行追完請求権及び損害

賠償請求権を行使できないものとする。ただし、丙が成果物の納入の時にその不適合を知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(協議事項)

第8条 本協定書に疑義が生じたとき又は本協定書に明記していない事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

本協定を証するため本書3通を作成し、当事者が記名押印の上各自その1通を保有する。

令和5年 月 日

甲 住所

組織名

職名・氏名

乙 東京都千代田区永田町二丁目10番3号

株式会社三菱総合研究所

代表取締役社長 藪田 健二

丙 住所

組織名

代表者職名・氏名

別表 本事業における役割分担表

	項目	主業者
1	全体の進捗管理	丙
2	実施計画書、支出計画書の策定	丙 甲・乙は事業計画の提供 その他必要な協力を行う
3	技術実証環境構築	丙 乙は必要な協力を行う
4	技術の実証	丙 乙は必要な協力を行う
5	技術の実証における必要な助言	甲
6	技術が規制の見直しに活用可能か評価	甲
7	成果物作成	丙 乙は必要な協力を行う